

問1 (憲法)

新聞記者であるXは、刑事裁判において証言を求められたが、取材源を明かすことになるので応じられないとしてこれを拒み、証言拒否の罪で起訴された。Xの立場から可能な憲法上の主張を取り上げ、その当否について論ぜよ。

【参考条文】 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）

第149条 医師，歯科医師，助産師，看護師，弁護士（外国法事務弁護士を含む。），弁理士，公証人，宗教の職に在る者又はこれらの職に在つた者は，業務上委託を受けたため知り得た事実で他人の秘密に関するものについては，証言を拒むことができる。但し，本人が承諾した場合，証言の拒絶が被告人のためのみにする権利の濫用と認められる場合（被告人が本人である場合を除く。）その他裁判所の規則で定める事由がある場合は，この限りでない。

問2 (行政法)

次の設例を読み、以下の設問①～③に答えよ。

(設例)

A大学の大学院生であるXは、研究上必要な情報を収集するため、B省大臣に対し、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(以下、「法」とする。)第3条の定めに基づいて、B省が保有するものと考えられるB省所管の政策に関する行政文書の開示請求を行った。ところが、B省大臣は、「開示をしない旨の決定」(法第9条第2項)をし、Xにその旨の通知がされたため、Xは、行政事件訴訟法の規定に基づく訴えを提起して請求対象文書の全てを開示させたいと考えている。

設問①

次の文章のア～エに当てはまる適切な語句は何か答えよ。

法が定める情報公開制度の目的は、の理念にのっとり、行政機関が保有する情報の一層の公開を図ることにより、政府のが全うされ、で民主的な行政の推進に資することであるが、法第3条は、「も」法の定めに基づいて「開示を請求することができる」(参考条文を参照)と定めており、請求主体を日本国民に限定していない点に留意する必要がある。

設問②

B省大臣により「開示をしない旨の決定」がされた理由として、いわゆる存否応答拒否(法第8条)のケース以外に、どのようなものが考えられるか。可能性があるケースを4種類挙げよ。

設問③

Xが、請求対象文書の全部開示を求める「義務付けの訴え」を上記決定から3か月後に提起することとした場合、(1)他の抗告訴訟には見られない当該義務付け訴訟特有の訴訟要件(ただし、原告適格を除く。)、及び、(2)当該義務付け訴訟の被告について、それぞれ該当するものを理由を付して示せ。

【参考条文】 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)

(開示請求権)

第3条 も、この法律の定めるところにより、行政機関の長(中略)に対し、当該行政機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。

(行政文書の存否に関する情報)

第8条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該行政文

書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する措置）

第9条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（中略）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

問3（政治学）

小選挙区制度は二党制を作り、政権交代を起こすといわれているが、そうではない事例をいくつか取り上げて、なぜそうならないかを述べながら、小選挙区制度で、上にいわれていることが実現できる条件を説明せよ。

問4（経済学）

為替相場制度には、変動相場制と固定相場制がある。変動相場制と固定相場制について説明した上で、それぞれのメリットとデメリットを指摘せよ。